

日介支専協第 2-0329 号

令和 3 年 2 月 1 日

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
都道府県支部長 殿

一般社団法人
日本介護支援専門員協会
会 長 柴 口 里 則
[公 印 省 略]

「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための
基本的な指針」の改正告示について（ご連絡）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当協会の活動に対し、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 3 年度からの第 8 期都道府県介護保険事業支援計画及び市町村介護保険事業計画のガイドラインの役割を果たす「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）が告示されました。

内容については、「地域共生社会の実現」「介護予防・健康づくり施策の充実・推進」「有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化」「認知症施策の推進」「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化」「災害や感染症対策に係る体制整備」等が盛り込まれています。令和 3 年 4 月 1 日より適用されます。

官報（令和 3 年 1 月 29 日付）の該当頁は以下の URL ですが、当協会ホームページにも PDF を掲載しております。

<https://kanpou.npb.go.jp/20210129/20210129g00021/20210129g000210000f.html>

貴支部におかれましては、地域支部への周知をお願い申し上げます。

以上

一般社団法人 日本介護支援専門員協会
事務局 木村能子 担当：田鎖ゆうき
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町 1 丁目 11 番地
金子ビル 2 階
TEL：03-3518-0777 FAX：03-3518-0778
E-mail：soumuka@jcma.or.jp